

はるか

ha ru ka

VOL.40
2016.7

ジャンボかるたとりを開催しました

5月15日(日)落合公園で開催された「わいわいカーニバル」でジャンボかるたとりをしました。大勢の子どもたちが参加し、かるたとりを通して男女共同参画について楽しく学びました。



DVに悩む女性のための『サポートグループ』始めました

DV(身体的・経済的・精神的・性的暴力)の体験や悩みを持つ女性が、同じ立場の人たちと自由に語り合える、安全で安心できる場所です。

秘密厳守・参加費無料・匿名参加OK・途中参加OK

【日時】午前10時～正午

平成28年 7/6(水) 8/3(水) 9/7(水) 10/5(水) 11/2(水) 12/7(水)

平成29年 1/18(水) 2/1(水) 3/1(水)

【問い合わせ先】TEL 0568-85-7867

相談窓口

相談	曜日	時間	電話
D V 相談 (電話・面接相談) 面接相談は原則予約制	火～日曜日	9:00～12:00 13:00～17:00	☎85-7867
女性の悩み相談 (電話・面接相談) 面接相談は原則予約制	火～金曜日	13:00～16:30	☎85-7871
女性のための法律相談 (面接相談のみ、予約制)	第1～4土曜日	10:00～12:00	☎85-4401 予約受付 (8:30～17:00)

※相談員はすべて女性です。

面接相談時に託児を実施しています。(予約制)

★実施日/第1火曜日の午後1時半～3時半、第3土曜日の午前10時～正午
面接相談中、無料でお子さんをお預かりします。お子さんのいる方も、安心してご相談ください。
ご希望の方は、相談日の1週間前までにお申し込みください。(☎85-7867まで)

●春日井市オンラインDVほっと相談(メール相談) <http://www.soudan-kasugai.jp/>

24時間受付
返信は火～日曜日 8:30～17:15



携帯電話からのご利用は、
こちらからどうぞ。



●その他の相談窓口

愛知県女性相談センター(女性悩みごと電話相談) ☎052-962-2527
月～金曜日 9:00～21:00、土・日曜日 9:00～16:00(祝日、年末年始は休み)

◆特集◆ ワーク・ライフ・バランス ～男性だって子どもの成長を見守りたい!～

育児休業制度 どこまで知っていますか?

- 妻が専業主婦の場合や、妻が育児休業中でも、夫も取得ができる! 夫も取得が可能な場合、子が1歳2か月に達するまで取得することができます。
- 性別を問わず、育児休業は誰でも取得できる! 育児休業は女性だけでなく、男性も取得できます。育児・介護休業法では、「子が1歳に達するまでの間(子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合※には、子が1歳6か月に達するまで)、育児休業を取得することができ、要件を満たした社員が申し出た場合、会社はこれを拒否することができません。会社に制度がなくとも、要件を満たすまでに、必要事項を書いた書面などを提出して行います。」
- 休業中は、各種経済的支援がある! 育児休業等により、無給になった場合でも育児休業給付金などの所得補償や、社会保険料免除などの経済的支援があります。

※「一定の場合」とは、「保育所への入所を希望し、申込をしたが、入所できない場合」、「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」をいいます。

「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施します

市民の皆さんの男女共同参画に関する意識や考えを把握するために平成28年9月に「男女共同参画についての市民意識調査」を行う予定です。この調査の結果は、これからの春日井市の男女共同参画に関する取組みを考えていく基礎資料となりますので、アンケート用紙がお手元に届きましたら、ご協力をお願いいたします。

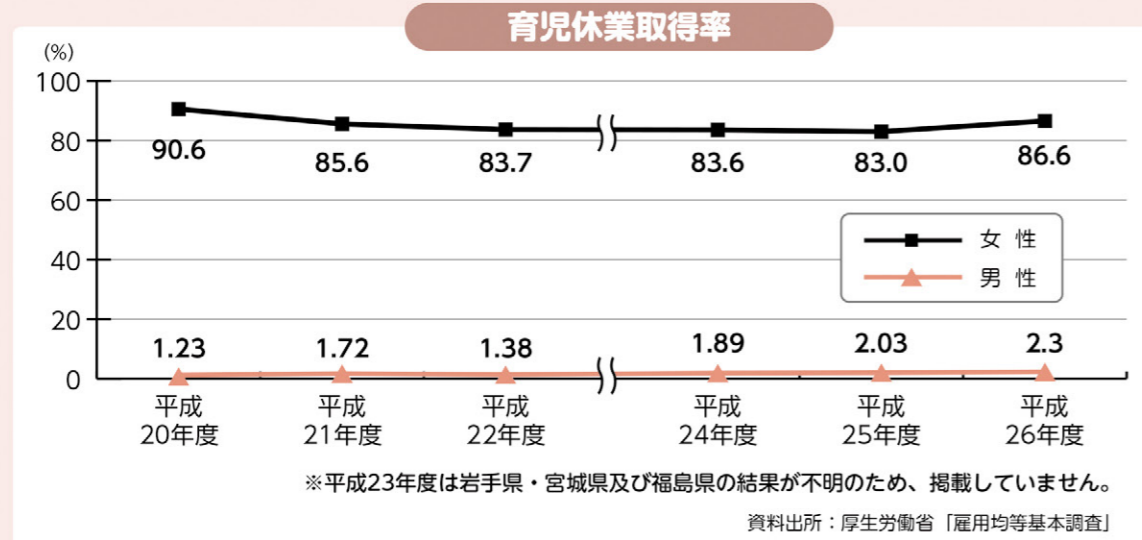
笑顔あふれる
憩いの空間 **あさひが丘**
<http://www.asahigaoka-fukushi.or.jp/>
特別養護老人ホーム **あさひが丘** 0568-93-1310
特別養護老人ホーム **しょうなあさひが丘** 0568-29-9922
ケアハウスあさひが丘 0568-88-6688
まずはお電話・メールでお気軽に
お問い合わせ下さい。 社会福祉法人 春生会 春日井市神屋町1310

筍 蛤 蕨 鯉 苺 鰻
京料理 **りゅうぜん**
〒486-0844 春日井市鳥居松町2丁目259
TEL 0568-85-8484
芋 蟹 栗 鮑 梨



男性の育児休業

みなさんは男性の育児休業の取得率が、どのようになっているかご存知でしょうか？日本の育児休業取得率はグラフのとおりとなっています。



男性の育児休業の取得率は、年々上昇傾向にあります。依然として女性に比べて格段に低いことが分かります。

原因って何だろう？

なぜ取得率が上がっていかないのでしょうか？

- 仕事の代替要員がない
- 育児休業中の家計が不安
- 出世にひびいてしまうかも？
- 男性は育児休業を取るべきではない
- 職場の理解が足りない
- 子育てに関する知識が少ない

『男は仕事をするのが当然』『子育ては女性がするもの』という意識が未だに根強く残っていることが大きな要因として考えられます。

職場では、『仕事の代替要員がない』『上司や同僚の理解や協力が足りない』などの理由から育児休業が取得しにくい現状があるようです。

パタハラを知っていますか？

パタハラとは、パタニティ（父性）・ハラスメントの略で、男性が、育児参加を通して父性を発揮する権利や機会を侵害することです。

何で男のお前が育休なんてとるんだ！

育休なんてとったら出世にひびくぞ！

会社に戻っても席はないぞ！

これはパタハラだよ…

育児休業の魅力

父親も育児休業を取得し、子育てに参加する機会が増えることは子どもたちにとっても配偶者・家族にとっても非常にプラスになるのではないのでしょうか。

例えば、「仕事が忙しくて、子どもと触れ合う時間が短い。」「やっと取れた休日に一緒に遊ぼうと思ったら、子どもがなつかずショックを受けてしまう。」そのような経験はありませんか？

育児休業を取得することで、子どもとの触れ合いを大切にでき、成長を間近に感じられ、家族の絆を深める貴重な時間を得ることができます。



夫婦で協力して子育てをすることで、お互いにゆとりを持ちながら子どもの成長を見守ることができます。

ワーク・ライフ・バランスにつながる

ワーク・ライフ・バランスとは…「仕事や家庭生活、地域生活などについて自ら希望するバランスで展開できる状態」のこと。